

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県庁事務専決の特例に関する規則
- ◇選管告示 立会演説会の開催計画に関する協議会の開催
第三回鳥取県選挙管理委員会の招集

規則

鳥取県庁事務専決の特例に関する規則をここに公布する。

昭和三十年一月二十六日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第五号

鳥取県庁事務専決の特例に関する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程(昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号)に定める副知事専決事項は、この

規程の規定にかかわらず、当分の間総務部長専決事項とする。但し、この特例による総務部長専決事項にかかる事務で、総務部長が出張その他の事由により不在のため決裁を受けることができないときは、主務部長が代決するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、副知事選任の日の前日まで効力を有する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第三項の規定に基づき、衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画に関し、意見を聴くため、次の日時及び場所(県内に主たる事務所を有する政党又はその支部その他関係人の参集を求める。)

昭和三十年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 昭和三十年一月二十八日 午後一時
二場所 鳥取市 山陰合同銀行会議室

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 一月二十九日 午前十時

二場所 鳥取県会議事堂第三会議室

三 付議すべき事件

- 1 衆議院議員総選挙の執行に関する件
- 2 最高裁判官国民審査の執行に関する件
- 3 開票区の決定に関する件
- 4 衆議院議員総選挙に際して行う立会演説会開催計画の決定に関する件
- 5 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取県鳥取市東町取
印刷所 鳥取県鳥取市東町取
印刷所 鳥取県鳥取市東町取